

別海町議会会議録

第2号（平成26年6月18日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 15番 中 村 忠 士 議員

② 1番 木 嶋 悦 寛 議員

③ 9番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 15番 中 村 忠 士 議員

② 1番 木 嶋 悦 寛 議員

③ 9番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（17名）

1番 木 嶋 悦 寛	2番 松 壽 孝 雄
3番 森 本 一 夫	4番 今 西 和 雄
5番 西 原 浩	6番 沓 澤 昌 廣
7番 小 林 敏 之	8番 安 部 政 博
9番 瀧 川 榮 子	10番 山 田 信
12番 松 原 政 勝	13番 戸 田 博 義
14番 戸 田 憲 悦	15番 中 村 忠 士
16番 佐 藤 初 雄	副議長 17番 安 田 輝 男
議長 18番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	代表監査委員 志 賀 正 章
監 査 委 員 田 村 秀 男	選挙管理委員長 高 崎 好 藏
総 務 部 長 佐 藤 次 春	福 祉 部 長 竹 中 仁
産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜	建 設 水 道 部 長 小 西 健 夫
教 育 部 長 中 谷 隆 弘	病 院 事 務 長 佐 藤 一 彦

会 計 管 理 者 田 保 圭 乙
 総 務 部 次 長 河 嶋 田 鶴 枝
 産 業 振 興 部 次 長 山 崎 茂
 総 務 課 長 佐 藤 告
 税 務 課 長 中 村 公 一
 介 護 支 援 課 今 野 健 一
 保 健 課 長 門 脇 芳 則
 水 産 み どり 課 長 佐 藤 則 夫
 管 理 課 長 小 島 実
 病 院 事 務 課 長 小 湊 昌 博

農 委 事 務 局 長 佐々木 勉
 産 業 振 興 部 次 長 佐 藤 則 夫
 教 育 部 次 長 下 地 哲
 財 政 課 長 河 嶋 田 鶴 枝
 福 祉 課 長 山 田 一 志
 特 養 建 設 準 備 室 長 竹 中 仁
 農 政 課 長 山 崎 茂
 商 工 観 光 課 長 大 槻 祐 二
 生 涯 学 習 課 長 下 地 哲

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

2 番 松 壽 孝 雄
 4 番 今 西 和 雄

3 番 森 本 一 夫

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

ただいまから第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

2番松壽議員、3番森本議員、4番今西議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので順次発言を許します。

まず初めに、15番中村忠士議員。質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1点目です。酪農の経営安定化、新規就農、後継者対策についてであります。

当町の生乳生産農家戸数は、平成12年には953戸、17年には861戸、22年は777戸で、12年から5年ごとの減少数はそれぞれ92戸、84戸、さらに最近の5年間、平成20年から25年では70戸の減となっています。

最近の推移を詳しく見ると、年間9戸から15戸の範囲で減少してきましたが、24年から25年の1年間では25戸の減となりました。近年では突出した数字です。

離農をどう食い止めるかという課題に、今まで以上に真剣に取り組んでいく必要があるという思いで、幾つか質問をさせていただきます。

その1点目であります。

昨年1年間で、25戸の生乳生産農家が離農した事実について、また、その原因についてどのように認識しているか、お聞きをいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） おはようございます。それでは、質問にお答えさせていただきます。

別海町における酪農経営離脱状況についてでありますけれども、生乳生産農家においては、搾乳中止をもって離農と定義しているところでございます。

昨年度におきましては、25戸の離農のうち、後継者不在が48%の12戸、平均年齢は58歳でございます。それと経営不安・営農不振が28%の7戸、平均年齢は50歳でございます。それと、事故・病気が24%の6戸で、平均年齢は55歳というふうになっております。

このような離農の背景には、事故・病気の6戸につきましては別といたしまして、その他の19戸については、事業主の年齢的な問題はもちろんでございますけれども、円安によ

る輸入飼料価格の高どまり、あるいは燃料費の高騰、ＴＰＰ関連など、酪農家を取り巻く情勢は非常に厳しい状況の中、施設整備を含めて、将来への不安から建設等に踏み出せないことなども、大きな要因になっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 原因について、数字を含めて今お聞きをしたところですが、２点目の質問として、経営基盤の安定性・持続性をはかる指標として、農業所得率、乳飼比並びに牛の疾病率などがありますが、これらについての町内の状況を町として調査しておられるでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

町による単独の調査は行っておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 単独の調査を行っていないということですが、何らかの情報として入手しているかどうか、その点はどうかでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

御質問にあります、まずは農業所得率の関係でございますけども、これにつきましては、北海道農林統計協会というところが発行しております資料で、搾乳牛飼養規模別にそれぞれ農業所得率というものが公表されております。

また、各農家の疾病率等の関係でございますけども、これにつきましては、根室地区農業共済組合が毎年２月ころに行っております地区別懇談会で、管内及び各家畜共済加入者ごとに死廃事故頭数や疾病事故の発生状況、そういったものを説明して翌年度の家畜共済の加入、そういったものに使用しているということになっております。

あと、乳飼比の関係でございますけども、これにつきましては、平成２３年８月に策定いたしました別海町酪農肉用牛近代化計画の中で、現在の成牛の飼料自給率は６０％というふうになっております。

その中で計画では７４％としまして、高栄養価のある生産性の高い草地にすることが農耕飼料や輸入牧草などを減らし、結果として所得率の向上につながっていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） 一定の情報をつかんでいるということでありまして、それに対する見解というものは、また改めてお聞きをしたいというふうに思うのですけれども、私も一定の調査をさせていただいて、これは町内の農協の数字ですけれども、農業所得率と、それから資金の返済後の所得ですね、最終的に残ったお金ということになりますけれども、その額。それと規模別といいますか、出荷乳量との相関関係をちょっと調べてみました。

そうしますと、これは個々で一概に言えない部分もあると思うのですけれども、農業所得率の高い階層ですが、農業所得率４０％以上の階層と、それから農業所得率２０％未満のグループ、それを比べてみると明らかにですね、所得額も所得率が高ければ残ってくる

お金も多いということになります。

それから、出荷乳量との相関関係を調べてみると、これも明らかに出荷乳量が少なくなるに従って、所得率も所得額も高くなると、逆に言うそうですね、たくさん搾っているのだけれども残るお金は少ない。

こういう傾向が見られるのではないかというふうに思うのですが、それはもう既に、そういう情報はつかんでおられると思うのです。

それでお聞きをするわけですが、安定した経営基盤という観点から、この現実をどう考えるか。

町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今、中村議員がおっしゃられました、必ずしも大規模農家が所得率が高いですとか、そういったことにはなっていないのではないかというお話がございましたけども、その辺の話につきましては、お話は一部聞いております。

ただ、今まで申し上げてきましたように、別海町として大規模農家がいい、小規模農家がいいという形で言ってきていないわけですし、町内においては、地域の特色を生かした多様な農業というものが展開されているように思っております。

地域の農業生産や集落機能の維持向上を図るために、生産コストの削減、環境負荷の低減、安全で品質の高い農産物の生産、食品加工や直売などの経営の多角化、そういったことによって所得と経営の安定を確保するなど、小規模であっても希望を持って営農に取り組むことができる地域農業、こういったことも十分あるのでないかと、そういったものに対しても支援はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） それでは、補足で町長が答弁します。

町長。

○町長（水沼 猛君） 補足でお答えを申し上げますけれども、いずれにしても今、部長のほうから答弁があったとおりでございますし、当然そういう大規模経営になるに従って所得率が低くなっていく。これはある意味で仕方ないところもあるのですが、余りにも現在の状況の中では所得率が低すぎるのではないかと、いろいろな懸念があるし、実際そうだと思っております。

したがって、今、やはり日本の酪農畜産の専業地帯というのは、どうしても世界経済の影響を受けやすいのですね。ということは、やはり飼料を輸入に頼ってきたという現状があります。

そういう中で飼料米を初め、今、国内での穀物の生産に取り組んできているところでもございますし、やはりこの地域は広大な土地基盤、これをしっかりと有効に活用しながら、自給飼料への依存率を高めていく。そういう中でコスト低減を図って、そして国際的にも影響を受けないような強い酪農畜産体質に変えていく。そういう試みが今行われている最中だと思っておりますので、これはまさに喫緊の課題だと思っておりますし、そういう方向で本町の酪農というのは、優位な面が多々ありますので、そこをいかに伸ばしていくか、そういう問題だと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 疾病率の問題についても、情報としてつかんでおられるということですが、この件については、もう時間の関係でまた別途、論議をさせていただきたい

と思います。

3点目ですが、離農を食いとめるための町の対策や施策について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まず、この担い手の確保について、これは意欲、そして能力のある担い手をいかに確保していくかが喫緊の大きな課題である。そのようにまず認識をしております。

その上で昨年、生乳生産農家で離脱をすることを選択した方につきましては、42歳から68歳の年齢の方であります。後継者の不在が主な要因であります。育成農家に転換をした方も25戸のうち7戸おられます。これら後継者不在の生産農家の方々には、次に引き継ぐ牧場施設、また草地基盤を適切に管理をしていただくなど、施設の維持や生産性の低下を招かないことですね、新規就農者などに選択される牧場としての維持をすること、この対応も、今必要でないかと考えております。

また、将来の経営不安を理由に6戸の生乳生産者が離脱しておりますが、この酪農という産業につきましては、まさに命を守る産業として、酪農畜産業については衰退することなく未来に向けて持続する職業、産業であると、そのように思っております。

別海町は、今年4月に別海町畜産環境条例を施行したところでもございます。

生産現場の努力にこたえる、これへの支援につきましては、未来の子供たち、そして後継者に将来を託すことを約束する行動と信じておりますし、別海町の研修牧場、これを核とした関係機関、団体等が一体となって担い手対策を進めてまいることといたしております。

この担い手対策には、別海町独自での施策には限界がありますが、酪農家の皆様や関係機関、団体の方々と将来への不安を払拭する施策として各種事業の拡充など、北海道または国へ積極的に要望してまいりたい。このように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長が今おっしゃられたようにですね、未来に向けて持続する産業でなければならぬと、我が別海町の酪農は、その可能性を十分持っているというふうに町長もお考えだろうし、私もそう思っております。

その点でぜひ、耳を傾けなければいけないというふうに私が最近思っているのが、集約的大規模化に対する懸念ですね。あるいは本当の意味で強い農業、本当の意味で強い酪農というのは何なのかということで、さまざまな今意見が出ております。

日本農業新聞であるとか、北海道新聞であるとか、私はそういうところの情報しかわからないのですが、例えば農林中金総合研究所の理事研究員である石田さんが、JAグループのフォーラムで発言しているのですが、貿易自由化を見据えた将来の農業のあり方については、規模拡大だけで農業改革ができるということは考えられないと、こういうふうにおっしゃっています。

あるいは、日本総合研究所主席研究員の藻谷さんという方が、日本農業新聞で紹介しているのですが、この藻谷さんが農業経済学者の神門さんの発言をこういうふうで紹介しています。

大規模農業で低価格化を実現するというのは、化学肥料、人工飼料、農薬など化石燃料を使って生産される製品に頼った農業の話であり、これをやってもコストが売り上げに連動してかさむだけで外国製品には勝てない。自分の手の届く小さな規模で、自分の手間以

外のコストをなるべくかけずに、きちんとした農産物を生産することが、むしろ低コスト高生産を実現し、国際競争力につながるというふうにおっしゃっているのですね。

ここに一つのヒントが私はあると思っております。

ぜひ、この点については、また別途、論議をさせていただきたいと思います。

時間の関係で、4番目の質問に入ります。

離農を食いとめる対策や施策と同時に、新規就農、後継者対策をとる必要があります。

町は、研修牧場など独自の施策もと、年間3ないし4戸、20年間で70戸程度の新規就農者を迎えています。大変貴重な実績だと思います。

新規就農者に300万円の助成金を給付する独自事業を行うなど、町は新たな努力をされていますが、研修牧場や新規就農者対策事業のさらなる充実発展をどう図るか、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、具体的にどうしていくか。

町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

前段についても、先ほどもお答えしましたように、農業には酪農畜産含めて多様な形態がありますし、今後も個人経営を含めて、さまざまな経営体系が別海町で行われるものと、将来的もそういうものである、農業というのはそういうものであると、そのように我々も思っているところであります。

したがって、個人経営においても労働不足を解消するために、コントラクター、またTMRといろいろなことを活用しながら、それぞれの自分の目指す経営について、しっかりと経営者の皆さんが取り組んでいただけるように、町も対応していきたい。そのように思っております。

そこでですね、後継者対策の関係でございますが、本年4月1日現在、後継者不在の農家につきましては407戸で、そのうち60歳代の方が100名おります。

一方、本年2月末現在で、酪農後継者の未婚男性と女性については236名おります。このうち45歳以上の方が21.2%の50名おられます。

このような状況の中、後継者対策の一つとして、御存じのように菊と緑の会inべつかいを開催してまいりました。本年度につきましても、10月に31回目の開催に向けまして、今月、枚方市への協力要請を行ってきております。昭和59年の第1回開催から現在まで87組のカップルが誕生いたしまして、本町の基幹産業である酪農の一翼を担っていただいております。

次に、研修牧場と新規就農者対策事業の充実発展についてですが、これまで原則、町内に限定しておりました研修生の新規就農先を、地域全体の重要な共通課題として、根室管内全域へ拡大する方向で、昨年から1市4町の担当者レベルで協議を重ねてきております。

このことから、後継者対策はもちろんのことでありますが、新規就農後に相談できる環境が整っているか、子育て環境下において夫婦どちらかに過度の負担となっていないか、集落内のフォローがなされているかなど、新規就農者のニーズを把握することで、新たな対策も、視野に入れまして、就農環境の整備を図ってまいりたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 5点目に行きます。

国の新規就農・経営継承総合支援事業が、今年度から適用範囲が広がり、独立・自営就農または親元就農する場合の給付要件について、一定の改善が図られました。

これはもう本当に、関係各位の、御努力に感謝したいというふうに思っております。

準備型として、親元就農を目指し、就農後5年以内に経営を継承するか、または農業法人の共同経営者になる者。それから、経営開始型として、親族からの貸借が過半の農地で経営を開始し、5年間の給付期間中に所有権を移転する者も対象に追加されたわけです。大きな前進だと思います。

この事業を広く活用することで、私は新規就農後継者による経営継承が広がる可能性が出てきたというふうに喜んでおります。

町としても、今年度7戸分、1,050万円の予算を措置しているところですが、この事業の周知ほか、活用促進する動きをさらに積極的にとっていく必要があると思っております。

町の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

国の新規就農・経営継承総合支援事業実施要領に基づきまして実施する青年就農給付金事業につきましては、中村議員おっしゃられましたように、就農前2年以内の研修期間、及び就農直後から経営が安定するまでの5年以内の所得を確保するため給付するというものでございます。

それが本年3月、要綱が改正されまして、研修終了後に親元に就農する場合、または就農後5年以内に当該農業経営を継承する場合、これらも青年就農給付金の該当者となることから、次世代の担い手確保・育成やスムーズな経営継承の支援対策となったところでございます。

事業の周知につきましては、北海道農政部や北海道農業公社のホームページにも掲載されておりますし、各農協を通じましてパンフレットの配布を行っております。

また、農林水産省では、25年12月から農林水産省と青年就農給付金の受給者が直接つながるネットワークとして、一農ネットというものを開設いたしました。

青年就農給付金の受給要件に同ネットワークへの登録が追加されたこともあり、農林水産省から情報提供を行うとともに、参加者の声が、これからの担い手施策につながっていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町としても、いろいろな手だてがあるにしてもこれが広がっていくように、ぜひ周知のほうを努力していただきたいと思います。

1点ですけれども、一つ、何といいますかね、ネックというか、後継者に対する部分については広がったけれども、もうひとつネックはあるのです。それが所得制限ですね。

250万円以上では適用されないということになって、これは私、道庁ともいろいろ話したのですが、道も頑張ると言っています。これは改善されるように頑張るというふうに言っていますが、町としてもぜひ協力していただきたいと思いますというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 町としても、制限については、できるだけ制限のないような形に

するように、これから努力してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ともにそれぞれ立場で頑張っていきたいと思います。

6番目にいきますが、福島県の酪農家が、別の地で酪農を継続したいという思いを持っておられるとお聞きしています。

こういう方々と当町との結びつきをつくり、希望される場合には当町に来ていただけるような体制がとれないものでしょうか。

町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） この御質問につきましては、平成23年6月の定例会で、中村議員の一般質問、東日本大震災被災地の支援についての中で答弁をさせていただきました。

その繰り返しになるかと思いますが、被災地からの受け入れにつきましては、地域・農協の意向も考慮して、さまざまな条件整備も必要になってまいります。

酪農畜産業につきましては、初期投資額も高く、移転就農には農場リース事業や保有合理化事業などの補助事業を基本とせざるを得ないところでもございます。

町といたしましては、関係機関及び農協との連携のもとに、幅広く柔軟な担い手対策を行っていききたいというふうに考えておりますので、別海町を新たななりわいの地として選択をし、酪農畜産農家を目指す方があれば、窓口として対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 基本的には門戸を開くと、取り組むという御答弁でした。

それはおっしゃったとおり、23年の時点でもそういうふうにおっしゃっていましたが、姿勢については基本的に変わらないということを確認させていただきました。

さまざまな具体的な問題について、御提案もさせていただきたいというふうに思っていますが、それについてまた別途、お話をさせていただきたいと思います。

2点目に行きます。中小企業振興策の具体化と推進についてであります。

23年3月に提出された中小企業振興策提言書を受けて、25年6月に別海町中小企業振興行動指針が定められました。

平成21年4月に中小企業振興基本条例が施行されてから4年2カ月が費やされたわけですが、この間の関係者各位の御努力に敬意を表します。

今、強く求められているのは、行動指針の具体化と推進だと考え、その観点から何点が質問させていただきます。

1点目ですが、行動指針のⅢ、地域内再投資力の強化と集客・交流産業の振興の中で、第一に域内循環の推進がうたわれています。

その点で既に、町は地域貢献中小企業支援事業を立ち上げ、今年度予算にも2,000万円が計上されています。これは大変経済効果の高いものであることが実証されています。

しかし、対象となる住宅は、国が定めた新省エネ基準の断熱性能に適合するものでなければならない、大きな制限が課せられています。

エコ型住宅の新築・増改築だけでなく、軽微な補修を含めた住宅リフォームにも適用を広げることによって、町内業者の参入の機会と範囲も広がり、より大きな経済効果が生ま

れるものと思います。

さらに、住宅リフォームから、牛舎など農業施設等のリフォームにも適用できるようにしたら、域内の経済循環に大きな貢献することになると考えます。

町の見解をお聞きいたします

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

現在、中小企業振興策の一環として行っております地域貢献中小企業支援事業につきましては、地元の住宅建設にかかわる業者の受注機会の増加を目的としております。

現在、町が定めております基準は、国が昭和55年に定めた省エネルギー法に基づく住宅の断熱性能基準、いわゆる省エネ基準や、平成4年の新省エネ基準を準用しております。

現在、施行される新築や増改築住宅の断熱部分においては、ほとんどが対象となっております。

平成25年度の実績では、事業費としまして30万円台から3,000万円台の事業費が対象となっておりますので、今の基準が大きな制限になっているというふうに思っております。

住宅や牛舎など農業施設等のリフォームに補助対象を広げてはどうかという御質問でございますが、施策については一定の基準が必要であり、先ほど申し上げましたように、現在の基準は国における省エネ基準を準用しているため、今、基準を変更し対象を広げるということは考えておりません。

基準を変えろということになりますと、中小企業に関連するすべての業種に対し、どこまでやるのが中小企業振興策として必要なのかという検討も必要になってくるかというふうに考えております。

今後、これらのことを踏まえた中で、町としての施策を展開してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 軽微なリフォームも含めてという意味の総合的住宅リフォーム助成に関して、ちょっと調べてみました。

全道でどのくらいやっているのかということなのですが、169市町村中、69市町村で実施しています。約40%となっています。

それから、たしか決算審査特別委員会の提言としても、エコ住宅に関する施策を広げるようにという提言もあったと思います。

バリアフリー化についても、これを適用している市町村どのくらいあるかということで調べてみたら、全道で96市町村で実施しています。約60%やっています。

そういうことから、ぜひ一步一步でいいですから、例えばバリアフリー化ということに焦点を当て、拡大していくというようなことも考えられないか、ちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） バリアフリーという問題については、また別の観点から考えるべきことかなと、そんな思いもありますけれども、いずれにしても、今後福祉政策含めて考えていく、検討していくことはあり得るかなと、そのように思っております。

いずれにしても、先ほどの農業施設含めてということになりますと、農業だけの問題でない、漁業者もいますし、中小企業の皆様もおられる。それもすべてやるのかどうかとい

う、そこら辺も検討して慎重にやらなければならない事業になりますので、まさに中小企業振興策、どういうところまでが振興策として効率的、そして有効な対策であるのかという問題にもなりますし、財源の無駄遣いもできませんのでね。

やっぱり有効で効率的なものに使っていききたい。そのような思いもありますので、現在はそういう形にしております。

いずれにしても、振興策として住宅については、いろいろなところに波及して、経済効果が高いということでもありますので、この政策をまず取り組んできたということですので、今後また、いろいろな具体策について取り組んでいくということにしておりますので、今の振興策についても大変重要な、そして有効な手段だと思っておりますので、今後とも当面は続けていきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ということで各分野にわたる話になるということを町長は今、御指摘されて、私もそのとおりだというふうに思います。

そこで大事になってくるのが、その分野を飛び越えた連携ということになるかなというふうに思います。

2点目の質問ですが、行動指針Ⅱでは、産業連携促進体制の構築という部分があって、そこでは分野を飛び越えた連携が不可欠だと、そのための体制を構築するとあります。

その具体化として産業連携会議、これは仮称ですけども、創設を目指しますとの文言が掲げられていますが、どこまで進んでいるかお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

行動指針には、確かに産業間の連携が必要であると、そのようになっておりますし、地域経済にとって重要で大事なことであり、そういう認識をいたしております。

現在、中小企業振興基本条例に基づきまして、振興策を評価・点検をしていただく審議会、また中小企業振興策の協議・検討を行う検討会議、これらが組織をされております。

審議会につきましては、農協、漁協、商工会、観光協会、中小企業家同友会、森林組合、教育委員会、高校、消費者協会、女性団体連絡協議会、金融機関の代表の11名で組織をされております。

また、検討会議につきましては、審議会に入っている団体からの推薦者のほか、建設業界、一般公募者を含め14団体、17名によって組織をされておまして、これ自体が産業間連携の大切な枠組みでもあると、そのように考えております。

したがって、今すぐに産業連携会議を創設するとの考えはございませんが、必要性が生じてきたときには検討していきたい。そのように思っております。

いずれにいたしましても、今後もさらに、これらの組織の中で必要な対策、また枠組みなどを議論していただきまして、その結果を踏まえて、町としても必要な対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長は今、必要性が出てきたらというふうなおっしゃり方をしたのですが、必要性があるからこういうふうにならわっているのです、ぜひ、具体化をしていただきたいと思います。

検討会議等で、この論議も進んでいくものというふうに思いますので、ぜひ、町長今

おっしゃられましたけれども、その状況を見ながら、より積極的に取り組んでいったきたいというふうに思います。

3点目に入ります。

投票率を向上させる取り組みについてであります。

当町における2005年、平成17年衆議院選挙の投票率は78%、09年は80%、12年は67%でした。また、参議院選挙については、07年67%、10年67%、13年が60%というふうになっております。投票率は減少傾向にあります。

この事実を踏まえ、質問をいたします。

1点目ですが、民主主義の基本である選挙における投票率の問題は重大であり、知恵と工夫を凝らし、可能なあらゆる方法を用いて投票率の向上を図っていかねばならないものと考えます。

選挙管理委員会の基本的見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） お答えいたします。

選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき選挙を厳格公正に行うことが最大の責務であります。

また一方では、各級選挙において投票率を高めるために、有権者に投票行動を促すことも重要でありまして、危惧されている投票率の減少傾向につきましても、本町のみならず、全国的な問題として、いろいろな場で論議されているところであります。

本町での最近の国政選挙における投票率を見ますと、衆議院議員総選挙では平成17年が77.64%、全国では67.51%、平成21年が79.73%、全国では69.28%、平成24年は67.53%、全国では59.32%となっております。

また、参議院議員通常選挙では、平成19年が62.92%、全国では58.64%、平成22年が66.97%、全国では57.92%、昨年7月の第23回参議院議員通常選挙では60.47%、全国では52.61%となっており、本町では、全国に比べ、どの選挙も10ポイントほど高いものの、減少幅はほぼ同じ傾向となっております。

本町では、各選挙での年代別投票率の集計は行っておりませんが、先日開催されました平成26年度北海道市町村選挙管理委員会連合会研修会でも、最近の選挙における投票率は減少傾向となっており、特に若者の投票率低下が著しく、1990年代から急激に減少傾向に傾いている。その背景として、政治に対する関心の低さ、及び地域とのかかわりが少ないなどの原因があり、この人たちは年齢を重ねても変わらない。これはほかの先進国でも同様の傾向にあるとの内容の講演があったところでございます。

このことから、今後は将来を担う若年者に対する対策を実施していかねばならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私が聞きたいのはですね、投票率向上を図っていかねばならないという点での選挙管理委員会の姿勢を聞いたのです。

全国と比べて、うちの町は高いと、それは事実としてあるでしょうけれども、私が聞いたのは、そういうことではなくて、こうやって減少傾向になっていることについてどう考えるのだと、これを向上させるということが必要ではないかというふうに聞いたのです。

いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） お答えします。

先ほど言ったとおり、投票率の低下は全国のどこの選挙管理委員会でも頭を悩ませている課題でございます。

しかし、投票率を向上させるといった決め手がないというのも実態です。

一人一人の有権者が社会参加への意識を持ち、選挙は自分たちの暮らしに大きくかわっていくものととらえることができれば、選挙への関心も高まり、投票率も向上するものと思われま。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 御努力はされているというふうに思いますし、御努力は大変なものだというふうに考えております。

今後も、ぜひ一層の努力を続けていっていただきたいというふうに思います。

2点目でございますが、具体的にそれでは、どのような対策をとってこられたかということをお聞かせいただきたいと思。

また、今後の方策については、どのように考えておられるか、具体的にお知らせいただきたいと思。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） お答えいたします。

投票率向上のための対策として、現在実施している啓発事業は、まず、選挙告示・公示のポスターの掲示、広報紙による全戸での周知、選挙啓発用消耗品の配布、役場庁舎前、西春別支所及び尾岱沼東公民館の懸垂幕設置、電光掲示板による告知、期日前投票期間中の数回と選挙日当日に、町内を巡回する広報宣伝カーにより投票と棄権防止を呼びかけるなど活動を行っております。

また、将来を見据えた対策といたしましては、町内の小学6年生に選挙啓発用パンフレットの配付、町内すべての学校に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集、児童会・生徒会役員会に使用できる投票箱、記載台の貸し出しなどを行っております。

さらに、成人式では、投票参加を呼びかける北海道選挙管理委員会委員長からのメッセージの伝達とパンフレットの配付を行っております。

現在実施している方策が、どの程度の効果を上げているかは定かではありませんが、期日前投票による投票者が毎回増加傾向にあることを見ますと、この中で最も効果的であると思われるのは、広報宣伝カーによる音声での呼びかけであると思われ、今後におきましても、密度をふやし継続実施してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 幾つかの具体的な例が出て、あらゆる手を尽くしているというふうに思われます。頻度をふやすということでもありますから、ぜひ、そうしていただきたいというふうに思。

この投票率の向上の問題で、まちづくり懇談会で出てきた話として、東公民館と西春別ふれあいセンターの投票時間を1時間繰り上げるといふようなお話がありました。

こういうふうにすると、今、おっしゃられていた一所懸命になって、投票率を上げようとしているということに逆行する形になるのではないかなというふうに思うのですが、い

かがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

また投票率の数字が出てくるのですが、平成25年7月21日執行の参議院議員選挙での第4投票区の投票者数は564人、このうち投票開始から投票終了の1時間前までの12時間の投票者数は546人で、率にしますと96.8%、その後の投票終了までの1時間では18人、3.2%となっております。

第17投票区の西春別ふれあいセンターでは858人のうち、午後7時までに投票を済ませた人は832人、97.0%で、投票終了前の1時間では26人、3.0%となっております。

同じく、平成19年度の町長選挙では、尾岱沼地区で投票終了の1時間前までの人数は24人、2.2%、西春別ふれあいセンターでは、投票終了の1時間前までの人数は29人、2.0%となっております。

このことから、尾岱沼地区には朝の早い漁業者が多く、西春別地区では酪農家が搾乳時間に入っているなど、地域的な特徴から、このような状況になっていると見られます。

選挙日当日に投票時間の繰り上げの広報活動を繰り返し行うことにより、投票所の閉鎖時間を1時間繰り上げても、投票率の減少には大きく影響しないものと思われま

す。投票終了後、投票管理者は投票箱を開票所に届けて、選挙の開票が始まることになりませんが、第4投票区と第17投票区は遠隔地にあるため、これまでも冬期間などは開票所への到着時間が遅くなったこともあり、気が焦る余り交通事故なども心配されましたが、閉鎖時間を1時間繰り上げることにより、余裕をもって安全に投票箱を送致することができ、開票所への到着が早くなれば、開票の開始、結果であるとか確定も早まり、有権者の皆様へのお知らせも早くすることができます。

このことから、東公民館と西春別ふれあいセンターの投票所の閉鎖時間を、27年度の統一地方選挙から1時間の繰り上げを実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 直近の選挙というと参議院選挙だったわけですがけれども、東公民館、それから西春別ふれあいセンターで、それぞれ午後7時以降の投票というのがありましたというお話がありましたけれども、合計すると44人が投票していますよね。これはやっぱり先ほど出たように若者が、大変仕事がつくて、家に帰ってくるのも遅くなりがちだと、そういう人も中にはいるわけですよね。

そういう人が7時を過ぎて、でもまだあと1時間程度、投票する時間があるからといってやる人もいるわけですよ。

そういう人が今度はできなくなるっていうことになりますね。

選挙管理委員会の方針を実施するとなると、この44人、これは補えるというふうに考えていますか。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） 確かに午後8時から午後7時に変更することによって1時間投票できない時間は出てきますが、その代替として期日前投票という制度があります。

それを十分に利用してもらうように、今後は広報活動を続けていきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） どうも若者対策と言っている割には、そういう若者が働いている実態というものをもうちょっとつかんでいただきたいというふうに思います。

期日前投票のお話も出ましたから、それはそれで大事だと思いますが、働いている若者は本当に四六時中働いているのですよ。

そういうことで検討をいただきたいと思います。

それで期日前投票の話が出てきましたので、検討する必要があると思うのは、期日前投票は非常に有効だということでありまして、その箇所ですね。それが1カ所なのですね。全町1カ所。

これを複数箇所にできないだろうかということ、その考え方をお聞かせいただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

期日前投票の箇所をふやすということは、公職選挙法でも定めているところなのですが、二重投票、いわゆる成り済ましの投票等の防止のために、期日前選挙で使用する選挙人名簿の地区での振り分けであるとか、もう一つ、選挙システムの運用など、他の地区で期日前投票をやるには十分な検討が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 不可能ではないということでもありますので、それは本当にいろいろな人がいて、投票したいと思ってもなかなかできない、そういう人の思いをぜひ酌んでいただいて、間口をできるだけ頑張って広げるということをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員。質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

少々どの調子が悪いものですから、お聞き苦しいところがあるかもしれませんがお許しください。

まず最初の質問です。

救急体制の充実について、平成23年11月に道から示された釧路根室圏地域医療再生計画には、多くの課題や目標が掲げられています。

その中の救急医療の目標に、地元では対応困難な患者を三次医療圏の枠を越えて速やかに高度専門医療機関に搬送する取り組みを進めていくことにより、本道の広域性を考慮し

た救急搬送体制のより一層の充実を目指すとなります。

救急医療の充実、住民の命を守る取り組みとして重要であり、早急な体制の整備が必要であると考えられます。

既に高規格救急車の導入や、ドクターヘリの運用などにより、救命に対する効果を上げているのは事実ですが、さらなる積極的な救急医療体制の確立が望まれます。

そこで質問します。

救急要請の患者の中でも、脳卒中と心筋梗塞については一刻を争う病気であることから、高次医療病院への直接搬送が有効であると言われています。

オホーツク圏地域の紋別市、遠軽町、美幌町で直接搬送の運用が実際に行われており、搬送時間が半分近くなるなど大きな成果を上げています。

別海町も行政区域が広大であることから、こうした直接搬送により単に命を救うだけでなく、患者の軽症化による社会復帰の機会の増大につながるのではないかと考えます。

町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 木嶋議員の御質問にお答えをいたします。

高次医療病院への直接搬送についてですが、平成23年11月に北海道が作成をいたしました釧路根室圏地域医療再生計画におきましては、救急医療・周産期医療・診療連携など8項目について、地域の現状を踏まえ、目標が定められております。

診療連携事業については、既に患者情報伝送システムが整備され、三次医療圏内病院の連携強化を進めているところでございます。

救急体制につきましても、質の高い効果的な救急医療体制の充実、圏域医療機関の役割分担及び連携強化などを目標といたしております。

御質問であります救急搬送の高度医療機関への直接搬送ですが、搬送先については、別海消防署消防計画に定める搬送基準に従って、症状、かかりつけなども考慮しながら、原則的により近い医療機関に搬送することとされております。

町内の一部の地域については、事故状況、疾病程度によりまして、釧路市への直接搬送も行われております。

現在、道東地区では、平成21年10月からのドクターヘリ運航により、搬送時間の短縮を図り、救命率の向上や後遺症の軽減に努めており、運行基準に基づきますが、脳卒中や心筋梗塞の疑いがある場合は、消防からドクターヘリの要請を行っています。

オホーツク圏での高度医療病院への直接搬送については、地域の実情によって違いがあるものと思います。

オホーツク圏では、平成24年5月からドクターヘリが運航されましたが、ヘリポートを有する基地病院が釧路市立病院であることから、時間的に直接搬送が早いとも考えます。

なお、ドクターヘリが使えなかった場合も、脳卒中などは一刻も早く診断し、初期治療を行うことが求められます。

安定した状態を保ち、看護師の添乗による医療行為をしながら、専門の医療機関に搬送することが必要であり、医療行為が制限される救急隊員だけの長時間の直接搬送は危険が伴うもの、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、地域の実情があり、それに基づいてオホーツク圏はそういう

選択をしているのだというお考えということで、別海町はそれにはそぐわないのではないかなというふうな考えなのかなというふうに、今とらえることができたのですが、その中で、まず、救急搬送のためのドクターヘリ、先ほどの中でも出てきましたけども、当然使えない時間があるわけですね。夜間、それから悪天候の場合は使えないですね。

ただ、病気の場合はいつ起こるかわからないということで、その体制をつくるということですね。

一つ確認したいのですが、先ほど直接搬送しているケースもあると言いましたが、これは外傷のケースですね。事故とかで明らかにすぐ送ったほうがよいということに関しては多分、直接搬送が行われていると思うのですが、心筋梗塞ですとか脳卒中、今私が質問したケースについては一旦別海病院に来るということで、それは間違いないでしょうか。お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） 直接搬送につきましては、本来消防が答えるべき部分だと思っております。

ただ、病院で承知している部分につきましては、国道272号線、それと国道243号線を起点としまして、釧路側に向かいまして一部の地域、これにつきましては、釧路に行くのに1時間程度の地域の部分については直接搬送しております。

この部分なのですが、どの部分でやっているかについても消防の答える部分であって、私のほうで承知しているのは、事故等、症状等を見て、直接搬送が望まれるものについては、直接搬送しているというところまで確認しております。

直接搬送が望まれる事項、脳溢血の場合はという部分については、ちょっと確認はしております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 消防の部分がありますので、それについてはお答えできないというのは重々承知しておりますので、紋別地域とこの地域が当然、人口ですとか、病院の数ですとか、そういうのも違いますし、機能も当然違ってくると思います。

ただ、一般的に考えて、別海病院から救急車で搬送した状態、時間が、例えば高次医療が必要な場合に釧路まで1時間半かかるとする。そうしたときに、この1時間半というのは病院から釧路までの時間であって、現場からその釧路までというのは、それ以上にやっぱりかかるわけですね。

当然、ドクターヘリを使うにしても、一旦病院に入って診断をして、それで送ってヘリに乗せて行くと。ヘリで飛ぶ時間は20分程度ですから、本当に短いと思うのですが、それまでのいわゆるメディカルロスと言われる時間帯ですね、それが発生するわけですよ。

それで先ほど質問の中で言いましたように、要するに患者の命を救うだけではないのだと。目的はその人が社会復帰をして、ちゃんとできるだけ、その病気になる以前の状態で社会生活が営めるようにするのだということですね。一人でもいいからそういう人が救えるのだったら、そういう体制をやっぱりとるべきだと。

直接搬送に関して、紋別のほうの直接搬送のシステムをつくった先生に直接、話を伺いました。細谷先生という方なのですが、今紋別市の保健福祉医療連携アドバイザーをされている先生、医師の方でその方に直接話を聞いて、実際にいろいろ懸念することがあるわけですね。搬送体制の広域化ということについてですね。

もちろんその病院の確認も取らなければいけない、別海病院にももちろん協力してもらわなければならない、そして搬送先と今言われている三次医療の市立釧路病院ですか、そちらの方も協力してもらわなければいけない、いろいろなことがあります。

先ほど、長時間救急救命士だけの状態で搬送することに、危険性があるということを言われていましたけど、紋別市では実際それに対してですね、病状が確認された時点からすぐ専門医と連絡をとって、その病状を逐次伝えながら搬送していくということをやっているらしいのです。ですから、何も救命士だけで判断してやっているわけではないのですね。

それ以外にも、紋別市の場合、3時間半もかかっていた専門病院への搬送時間、これが1時間半程度になっているそうです。ということは、その症状によってはいろいろな処置をしなければいけない。

例えば3時間でその時間が区切られるよというものについては、それがクリアできるような状態になっている。当然そのドクターヘリとかで搬送されれば、それは十分可能なだけども、先ほど言いましたように、ドクターヘリが使えない状態もあるということで、ぜひこのことについては考えていってほしいなと、検討する価値があるのではないかなというふうに思います。

そのあたりいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろんですね、高度医療になれば釧路市ですので、そういう時間的な問題等については、常に検討をしてくているところでありまして、どうすれば早く患者の命、また、障害に対しても、そういう可能性が少なくなるようにという中で、検討を重ねてきているところでもございます。

そういう中で今、さまざまな症状にどう救急隊員が対応できるのかを含めてね、当然今までも検討をしてくているものだと思っておりますし、今の状況の中では、地域によっていろいろな事情もありますし、救急隊員だけで、先ほども言いましたように長時間搬送する、そういうことは危険性を伴うということもありますので、現在は医者に判断をさせていただいて、その後という形にしておりますし、必要があればドクターヘリということにもなります。

したがって今すぐですね、そういう体制にしていくということについては、なかなか難しいだろうと思いますが、いずれにしても、なるべく早く高度医療が受けられるようなところに、そういう状況の方はそういうところに早く送れるようにということは、常に今後も考えていかなければならないということだと思いますので、それについては病院や、さらには消防いろいろなところに関係する話でございますので、それらの中ですね、今後検討されていく。当然、常にしておりますけれども、そういうことで検討されていくものだと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 町長は先ほどから長時間搬送には危険性があるという話をされているのですが、どうもその辺がちょっとね、そういうふうに判断されるのはどうなのかというふうなことで、一つ例を挙げますと、実際には、その脳卒中の診断がありますよね。

この人は脳卒中なのかどうか、脳疾患なのかどうかという判断をするのに、それを判断するためのものがいろいろありまして、病院前スケールという、要するに病院に行く前

に、この症状がどういう症状なのかということを経合的に判断して、病状を特定していくというやり方があるのですね。それを基づいてやると、専門以外の医師がそれをやった場合に、大体70%の正解率なのです。例えばこの人は脳卒中だよ、心筋梗塞だよという70%なのです。救急救命士がそれを同じようなスケールを使ってやった場合に、70%なのです。ということは、救急救命士もそれなりの医療的な知識、もちろん医師ではないですから医療行為はできないのですけど、限られたことしかできないのですけど、だけど、それだけの準備があればできるということなのです。実際にやっているわけですから。それを。

そういうのを、何も自分たちで勝手に判断するわけではなく、最終的には、ちゃんとその専門の医師とやりとりしながらやると。

心筋梗塞についても、今別海病院の高規格の救急車にも積んでいると思うのですけど、12誘導型心電図というのがあって、かなり高度な心電図が積まれていて、心筋梗塞の多くのその症状として出る、血管が詰まって心筋梗塞を起こす症状ですね。それについては、その12誘導心電図によって診断が可能だそうです。

直接その病院に送るシステムをつくれますので、そういうことを使うことによって、専門医とやりとりしながら的確な判断できるということもあります。

もう、やっぱり先例がちゃんとありますので、かなり綿密にそうしたことをやりながら、こうした取り組み、システムをつくっているのですね。

ただ、別海町だけでそれができるわけではないと思いますので、実際にそういうことをやっていこうという、イニシアチブを町長として取ってほしいなと、一人でも二人でもその命を救える方策があるなら、そちらの方向を選択してほしいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） いずれにしても、より早く、そういう症状の患者の皆さんのために、高度医療が必要な患者さんのために、一刻も早くそういう病院に送り込むということは、当然努力すべき課題である。そのように思っております。

しかしながらシステムとして病院から消防、救急、さまざまな救急救命含めてかかわってまいりますので、それらを含めてですね、常にそういう症状によって必要な方を早く送り込むということについては、今までも努力しているし、今後ともしっかりと努力をし、検討していただけないということについては、当然のことでもありますので、そういう観点から、今後もそういう状況になるような検討を進めていくことに対して、町としても努力をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

すぐに本当に今やるからといって、あすできることではないですし、本当に綿密な連携ですとか、ほかの自治体との連携なども必要となってくるので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに考えます。

では、2番目の質問に移ります。コクガンの調査と観光誘致について。

5月30日付けの釧路新聞で、コクガンの生息調査を日露で共同調査の機運が高まるとの記事が掲載されました。

野付半島や野付湾、風蓮湖は水鳥の重要な生息地として、ラムサール条約に登録されている地域です。

野付半島は、国内でも最大規模のコクガンの飛来地でもあり、この地域で調査研究を進めることは、なぞが多いとされるコクガン生息域の保全計画にとって、なくてはならないデータとなります。

1 番目、野付半島は別海町の主要な観光地であると同時に、貴重な野鳥の生息地として注目されています。

以前からコクガンを含む水鳥の探鳥会が、郷土資料館やネイチャークラブなどによって行われてきましたが、新聞報道にあったコクガンの調査研究について、別海町としてののかかわり方の可能性をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

まず最初に、コクガンについて簡単に紹介させていただきたいと思います。

文献によりますと、コクガンはカモ科コクガン属に分類されまして、北極圏のツンドラで繁殖し、冬鳥として10月以降、北海道東部の野付半島や風蓮湖などを中継した後、函館湾や陸奥湾、南三陸海岸などで主に越冬し、浅い海や内湾、あるいは湾の入り口に発達した砂州によって外海と切り離されてできた湖、こういったところなどを利用し、非繁殖期にはアマモやアオサ類、アオノリ類などを採食するというふうにあります。

よって、アマモ場の多い野付湾は、コクガンの生息地として適しているものだというふうに推測いたします。

また、コクガンなどの国指定天然記念物が多く生息、渡来する野付半島における、鳥類の生息状況をできる限り長期的・継続的に調査し、変わり行く自然環境の姿を少しでも明らかにし、データを保存、公開するということは、貴重な天然記念物を保護・保存する上で、文化財保護政策上、必要というふうに考えています。

平成21年12月に教育委員会では、管内に在住する研究者が野付半島の鳥類等を長期にわたり、みずから調査した貴重なデータを保存、公開するために、野付半島鳥類生息現況調査報告書として、冊子にまとめ発刊をしております。

御質問のありました、新聞報道になったコクガンの日露共同調査研究についてでございますけれども、別海町としてののかかわりの可能性ということですが、町としてののかかわりは今のところ考えておりません。

しかし、野付半島ネイチャーセンターを管理します株式会社別海町観光開発公社の職員が、6月26日から平成26年度北方領土訪問の国後島鳥類調査専門家交流に参加し、稀少鳥類の基礎調査として、コクガンの情報の共有、コクガンの中継地の環境を視察し、今後の共同研究の足がかりをつくる予定というふうに聞いております。

また、株式会社別海町観光開発公社においては、平成18年から平成20年において環境省の委託を受けまして、カウント調査などを実施し、現在においても、独自でカウント調査を実施しています。

今後におきましては、必要に応じコクガンの調査・研究にかかわりのある株式会社別海町観光開発公社、あるいはネイチャークラブなどと情報収集を含めて、連携していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） カウント調査ですとか、いろいろ生息に関する調査を実際には、ある部分で行われているということですね。

やっぱり町としても、こういうことをきちんと把握していく、あわよくば、北大とロシ

アの方、そちら側のほうが直接、研究をしていくような形になると思いますが、そうした中にきちんと入り込んでですね、実際にやっぱり野付半島があるのは別海町なわけですから、別海町として、そこに研究の一助をなしていくというような取り組み方といえますか、カウント調査にしても、実際にやってはいるけど、それをきちんと委託されるような形で、そこにかかわっていったりだとかということも必要なのではないかなと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、観光開発の職員が北方領土の関係で国後へ行って、いろいろと視察等やってきます。

これらを受けた中で、今後町がどういった形で協力していけるのか、連携しているのか、その辺を模索していきたいというふうに考えます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） よろしく願いいたします。2番目の質問です。

根室管内の海岸線はコクガンを初め、貴重な水鳥の飛来地として注目度が高く、世界中で2億人と言われる野鳥愛好家のマーケットを相手に考えた場合、強力な観光資源として打ち出すことができると考えます。

しかし、その情報量は十分であるとは言えず、さらなる調査研究、管内他地域との連携などが必要と考えます。

野鳥愛好家は1年を通して活動しており、この地域の情報を的確に発信することにより、季節や時代の流行に左右されない観光誘致ができると考えます。

町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

野付半島は御存じのように、ことし3月現在でございますけども238種、2万羽を超える渡り鳥が飛来する国際的に貴重な中継基地となっており、タンチョウは国指定特別記念物に、コクガン、オオワシ、オジロワシは国指定天然記念物に指定されております。

これらの野鳥を生かした観光につきましては、株式会社別海町観光開発公社と野付半島ネイチャークラブの共同によりまして観察会が実施されておりますが、さらなる情報発信として昨年に続きまして、本年度も11月に千葉県我孫子市で開催されます国内最大級の鳥をテーマとしたジャパンバードフェスティバルに、町と株式会社別海町観光開発公社と協力して出店することにしております。出店は今年度が初めてでございます。

このイベントには、根室市あるいは羅臼町観光協会も出展しておりまして、今後においては根室管内の連携を図りながら、鳥観光の振興というものを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 非常にうれしくなるような話なのですが、期待の持てる話だと思います。

そういう中で、実際に、観光のパンフレットなんかで見ても野鳥がいて書いてあるんですけど出てくるのは、オオワシ、オジロワシぐらいなのですね。

そうした中で住民の人たちも、実際、野付半島の貴重な、そうした水鳥の宝庫である野鳥の宝庫であるという野付半島のことを余りよくわかっていない人たちも多いのではない

かと、そうした住民に対する発信も当然必要なくなると、自分たちの地域にどういふものがあるのか、どういふ魅力あるかということをはきちんと理解する必要があるのじやないかと思ひます。

そうしなひと、天気が悪かつたら何もないところだよ、なんていうことが出てくるわけですよね。実際には野鳥愛好家の方たちは、雨が降ろうが雪が降ろうが、自分たちの目的のために、実際には現地に行つて鳥を見るわけですよ。

世界じゅうで野鳥の観測、人気のある野鳥の観測地域があるのですけど、ここの地域ほどアクセスのいいところはないのですよね、やはり。東京から飛行機で、1時間40分で中標津まで来ると、それから30分で現地まで行けるわけですよ。世界じゅうどこ探してもそんなところはないわけで、この地の利を生かさなひ手はないなというふうに思つております。

ですから、当然、環境のインフラの整備ですとか、そういうのも含めて積極的に取り組んでいってほしいなと、これは本当にこれから先、今、食観光というのを、メインでやっていますけど、やはり、やはり廃りもあるし継続していくことは大変だということも、もちろんあると思ひます。

だけど、この野鳥に関しては、自然の環境を保全しながら、それを観光資源にできるといふ利点もあるので、ぜひこれについてですね、真剣に取り組んで行つてほしいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 観光資源としてね、野付半島、そしてラムサール条約登録湿地ということで、当然、町としては貴重な観光資源の一つであります。

したがって、特に野付半島については、動物も植物もそうですけども昆虫含めて貴重な生物が生息している、そしていろいろな多種多様な鳥類含めて生息している。専門家の間では、大変そういう意味では貴重なところであるということをは認知しているけれども、なかなか、そういう意味ではPR含めて、まだまだ足りないところもあるかもしれませんけど、地元の皆さんもそのことを知っているかどうかについてもですね、まだまだ少ないのかなと思つております。

そういう中で今バードウォッチング等ですね、根室含めて外国の皆さん含めて、大勢の皆さんが年中バードウォッチングに訪れる、そういう状況にもなっておりますし、その流れもあるかもしれませんけれども、野付半島にも、そういう方が今ふえてきております。

それも現実でありますので、当然ですね、今までネイチャーセンター、それから観光開発公社含めて、そういう調査、またガイドとか、いろいろなそういうところに力を入れてやってきましたが、これから食観光を含めて、また、別海町の貴重な観光資源の一つとしてね、これからしっかりとこれらをPRして、多くの皆さんに訪れていただける、観光ルートの一つとして認知されていくような形になればと思つておりますので、今後とも、しっかりとその辺は取り組んでいきたい、そのように思つております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 観光資源の一つというよりは、ぜひ、メインの観光資源として、育てていってほしいなというふうに考えます。

この場で何度も申し上げていると思ひますが、標示の看板ですとか、そういうものの整備もまだまだ不十分であると思ひます。

パンフレットに関しても、先ほど町長も言ひましたけど住民に対してだつて、ちゃんと

宣伝がなされていないような状況にあるので、その辺も含めて、みんなが誇れる郷土のことをしっかりと認識できるように取り組んでいってほしいなというふうに考えます。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時４１分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、９番瀧川榮子議員。質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○９番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

平成１２年に介護の社会化を理念に介護保険制度が施行され、措置制度から社会保険による契約制度へと転換しました。

制度施行後、さまざまな見直しがこれまでなされてきましたが、平成２７年度にはまた新たな見直しがされようとしていますので、お聞きします。

一つ目として、来年度から介護保険の見直しはどのような内容が上げられているか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

現在、国において審議されている、介護保険と医療提供体制を見直す地域医療介護総合確保推進法案に介護保険制度の改正案が盛り込まれております。

なお、この地域医療介護総合確保推進法につきましては、本日午前の参議院本会議におきまして可決成立をいたしました。

今回の改正案では、大きく分けて４点について改正が予定されております。

１点目は、予防給付の見直しです。

これは、要支援認定者へのサービスの一部を、介護保険サービスから市町村の事業に段階的に移行するというものでございます。

２点目は、特別養護老人ホームへの入所基準の見直しです。

これは、原則として新規入所者を要介護３以上の方に限定し、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点を置くものです。

３点目は、利用者負担の見直しです。

これは、一定以上の所得者の利用者負担を現在の１割から２割へ引き上げるものと、特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付の支給要件に資産を勘案するものです。

また、所得の低い方の１号保険料の軽減が強化されます。

４点目は、地域包括ケアシステムの整備です。

これは、医療・介護が必要となった高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制を整備するため、在宅医療と介護の連携、認知症対策の推進、地域ケア会議の整備、生活支援サービスの充実強化を目指すものです。

以上が介護保険制度改正案の主な内容となっております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） きょう、もう既に可決されたということで、この内容が進んでいくのだなということを今改めて思っているのですけれども、四つの観点から見直しが行われたということで、二つ目の質問に移ります。

一定以上の所得の利用負担見直しにより、2割負担になるということがきょう可決したということなのですから、1割負担でも利用を控えていた被保険者が、さらに2割負担になることでサービスを控えるということが考えられますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えします。

利用者負担については、これまで一律1割に据え置かれておりましたが、負担能力のある一定以上の所得者の利用者負担割合を2割に引き上げるというものです。

これは保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、また、公平性の観点から見直しが予定されているものです。

利用期間が長期にわたる介護の性質上、利用抑制につながることも懸念されるのですが、月額自己負担上限額が設定されていることから、その上限額を超えた場合には、高額介護サービス費として給付を受けることができることになります。

制度改正の際には、介護サービス利用者に対して制度内容を十分に周知し、利用抑制を防ぐように取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） モデルの中では、年金収入の夫婦とそれから単身世帯で280万というのが出ました。

これは年金収入であって、所得ではありません。税金とか、保険料が差し引かれるとか、なりの減額、減額というか、所得になります。

消費支出は本当に大きくて、可処分所得の人は可処分所得が本当に少なくなるということで、貯金を取り崩すなどして生活しているという実態があるというふうにして、こう聞くのですけれども、町としては、そのことについては認識としてはどうでしょうか。

こういう実態があるというふうにお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

ただいまの一定以上所得者の利用者負担の見直しの件ですけれども、議員おっしゃいましたとおり、単身で年金収入のみの場合、280万円以上の年金を受給している方がモデルでは該当するであろうというふうに言われております。

なお、要介護者の所得分布ですけれども、被保険者全体の所得分布と比較して低いということがありまして、被保険者の約上位20%に相当する方が適用の対象となるだろうという基準を設定しており、見込みをしておりますが、仮に、この基準を設定したとしても、実際に影響を受ける方は在宅サービスの利用者で15%程度、特養入所者の方で5%程度というふうに推計されているところであります。

国の見込みということですが、こういった状況で、利用者負担は上昇する方がふえるということは、町としても認識しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 厚生労働省の説明会で、2割負担は、一番最初は余裕のある世帯

だと、その人たちに負担をしてもらうのだということでした。

しかし6月に入ってから、その答弁の内容が変わって、何とかやりくりして支払って、2割を支払ってもらうのだというふうな答弁に変わっています。

このやりくりというのは、生活の質を落とすことにつながるというふうにして考えていますが、高齢とともに予防していても病気は待ってくれません。

この生活の質を落としながら、介護の予防給付を受けるというのはかなり厳しい状況に陥ると思うのですけれども、どのようにお考えになるでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御心配の件は、我々もそういうこともあり得るだろうということでありますけれども、やはり高齢化の中で介護サービスを受けられる方が、これからどんどんふえていく、そういう中でこの制度を維持していくか、そして必要な方に、そういう介護制度の恩恵が、行き渡るようにしていくか、そのことについて、やはり持続可能にするためにも、こういう改正が必要であると、そういうことだと思っております。

当然、負担が大きくなる方がいるわけでありますので、そういう心配は当然あるかと思いますが、そういう全体の中で国が、そういう改革といいますか、改正をしたのだからとそういう認識はございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 認識をしてくださっているということなのですが、介護保険というのは、介護を自宅とするのではなくて、家族とするのではなくて、社会全体でしていこうということで、保険制度が生まれて強制加入の制度になってきました。

これまで社会貢献してきた高齢者の人たちへの配慮が本当に必要であると考えますので、ぜひ、いい方向で介護保険のサービスがこれからも使えるように配慮していただきたいと思うのですけれども、三つ目の質問に移ります。

多くの自治体が、要支援1・2の訪問介護や通所介護が、介護保険給付から今回外れるということになった場合、継続的なサービス提供は財政的にかなり困難だということが報道などでされています。

これは自治体からのアンケート調査などで、そういう状況がわかっているということなのですが、別海町としては、こうなった場合どのような状況が考えられるのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えします。

介護予防サービスのうち、今議員おっしゃられたとおりですね、介護予防訪問看護と、介護予防通所介護につきまして、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業のほうに移行し、平成30年度からすべての市町村で実施するということが予定されております。

しかし、その財源の構成ですけれども、予防給付と同様に公費50%、保険料を50%という内容で予定をされております。

また現在、保険給付費見込み額の3%以内とされている地域支援事業費の上限を、移行事業分が賄うことができるように見直すとしておりますが、本町に限らず、仮に、この事業費が上限を超えた場合には、市町村からの持ち出しが生ずることが想定されます。

今後、全国一律の介護予防サービスを市町村事業に移すことで、市町村間の格差が出ることも懸念されておりますが、保険給付で提供されるサービスと、地域支援事業のサービ

スを効果的に活用しながら、現在のサービス水準を低下させないように取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 第5期の介護保険の計画を策定したときにも、本当に町として頑張って計画を策定していくことを言われていたのですけれども、今回のサービスを低下させないということ、市町村が限度額を超えた場合には自分のところで財源をつくっていくのだということで、今のサービスを低下させないということなのですから、この5期の計画を見たときに、要支援1と要支援2の人たちというのは30%を超え、本当にたくさんの方が要支援認定を受けているのだなというのがあります。

そして、さらにそれが低下傾向ではなくて、増加傾向になっているということの中で、ますます町にとっては厳しい状況になるのではないかなと思うのですけれども、それでも今の提供している、今現在サービスを受けている人ということではなくて、この後、要支援1・2に判定された人に対しても、そのサービスを提供していけるということの押さえでいいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

まさしく先ほど答弁の中で申しましたように、介護保険で受けられることのできるサービスもございます。

それから、地域支援事業として、今後、町が独自に計画を立てて取り組んでいくサービスもございます。

もちろん、これから、この要支援の方がどのように推移していくかということもいろいろ想定もしていく必要があると思いますが、本年度、第6期の介護保険事業計画、これを策定することになっておりますので、その計画策定の中で近将来的な数値もですね、見込みをつけながら、また、この要支援に認定される方が極端に増加しないようにですね、特定高齢者へのサービス等も含めて、いろいろなサービスを活用させながら対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今の御回答の中で、要支援の人たちを増加させないということなのですけど、結構自然増加があると思うのですね。このところでは、要支援を受けるのは今までは介護認定で受けていましたけれども、窓口で要支援に認定するのか、しないのかというようなことを窓口でチェックするというような場面が出てくるかなと思うのですけれども、そういうことの要支援にする人を少なくしていく役割を果たしていくのかなと思うのですが、それだと要支援1・2にはなかなか終わってしまう方も出てくると思うのですが、そのところはどのようにされていくのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

今回の制度改正によりまして、従来ですね、要支援1・2、これらの認定につきましては認定審査会を経た中で、その要支援として認定するかしないかという判定をいたしておりますが、この判定基準の改正等につきましては、実施する予定は現在のところございません。

また、この要支援1・2に該当する方が増加しないようにというのは、予防介護サービ

ス、これらを充実させていくことで、要支援者の認定者を極端にふやしていかないというような努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それを聞いて一応安心しています。

要支援というのは自立の方ではないということで、病気とか障害を抱えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃって、この方でも要支援1・2になるのだって、こんなに軽い判定になるのだというのを実感しているときもありました。ですので、現在利用しているサービスというのは、最低限の必須のサービスだと思っています。ですので、町としてはこのサービスを削減しないような方向で、町に貢献してこられた高齢者の方への介護のサービス提供に努めていただきたいと考えます。

二つ目の質問に移ります。

平成27年度からの子ども・子育て新制度の実施に向けた取り組みとして、町では子ども・子育て会議を発足させ、住民の子育て状況やニーズの把握を行い、それに基づいた事業計画を立て、新制度に向けた準備をするとしました。

ことしの行政執行方針では、子育て支援充実の中で、別海町子ども・子育て支援事業計画の策定が明記されました。

こうした中で保育がどのように変化するのか、心配な声が聞こえてきます。

そこで4点をお聞きします。

一つ目として、子ども・子育て会議はどのようなことが検討されているのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

別海町子ども・子育て会議は、保護者の代表含む保育園・幼稚園・児童館関係者を初め、民生児童委員など日ごろから子育てに深くかかわる皆様に、行政から関係課長を加えた12名の方に委員を委嘱したところであります。

子ども・子育て会議での検討内容については、条例の規定により子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務を処理するとされております。

一つは、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

二つ目として、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

三つ目は、市町村子ども・子育て支援事業を計画に関すること。

そして四つ目として、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとなっております。

新制度の骨格については現在、国に設置されている子ども・子育て会議が中心となって議論を進め、各自治体に順次方針として示されているところですが、スケジュール的にやや国の作業がおくれぎみで、そのおくれが本町を含め各自治体の計画策定作業に影響を及ぼしているところでもあります。

現在本町の会議では、新制度移行に伴い町が実施する子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業などについて議論を重ねているところで、これらの検討内容が別海町子ども・子育て支援事業計画に反映されることになります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この子育ての検討会議が行われているということで、今、内容をお聞きしたのですけれども、さまざまなこういう会議ですね、情報公開という観点から、どのようなことが話し合われているのかということ、たくさん子どもたちを育てている親とか、この会議に参加できない人たちも知る必要があるのではないかなと、保育園に勤めている人たちとかも知る必要があるのではないかなと思うのですけれども、この情報公開について、なされる必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えします。

議員おっしゃるとおり情報公開、情報共有ということの大切さというものは、いつも、この議会の中でも論ぜられておりますけれども、現在のところ、この新制度についてですね、いろいろな項目について、各委員の方から御意見をいただいている状況にあります。というのは先ほど申しましたように、国からの内容の提示が非常におくれているという状況ですので、具体的に何かを決めようとして議論を進めるというところまでに、現時点でまだ至っていない状況でございます。

会議の進行状況に応じて、この計画策定に向けた内容が深く議論されるようになった段階で、その会議の審議内容でありますとか公開に向けて、どこまでが可能か、会議の御意見もお聞きしながら、その点について検討をしたいというふうに考えます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ではそのように情報公開、1日も早くしていただけるようお願いして、二つ目の質問に移ります。

子ども・子育て支援制度では、幼保連携型認定こども園が重視されていると聞きます。

別海町では、くるみ幼稚園、愛光幼稚園が対象と考えられますが、両園の意向は確認されているかどうかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

子ども・子育て新制度は、子育て関連3法の趣旨に基づき、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされております。

その中で、議員おっしゃるとおり、平成18年に導入された幼保連携型認定こども園の改善、これが主なポイントの一つとされております。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも通いなれた園を継続して利用できることが大きな特徴であります。

国は、新制度による認可手続の簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行しやすく、これまで以上に普及を図ろうとしているところです。

町内の二つの私立幼稚園に意向確認を行ったところ、両幼稚園ともに認定こども園への移行について、検討中であるというふうに聞いているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） まだ検討中であるということですので、そのところは置いておくことにして、幼稚園は通常4時間の教育時間ということで、そのあと残って子供たちがいるというのは、預かり保育になっているというふうにして認識しているのですけれども、もしこの幼保連携の認定こども園というのにくるみ幼稚園、愛光幼稚園がするという

ことになると、子供を預ける時間というのはどのようになるでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

幼稚園がこの新制度において、認定こども園になるにはですね、施設型給付を受ける認定こども園になる方法がございます。この場合は、標準で11時間が保育時間となりまして、短時間保育では8時間と、この11時間、8時間の設定の仕方はですね、始業が何時からとか、終わりが何時までということではなくて、この11時間の範囲の中でというようにならえ方になろうかと思えます。

参考までに、このほかに認定こども園を受けずに施設型給付を受ける幼稚園、先ほど議員がおっしゃいました、一時預かり事業を行いながら実施をする幼稚園として施設型給付を受ける方法など、ほかのパターンの示されているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） お聞きしたいのですけれども、ちょっと情報が古いのかわからないのですけれども、認識として親が働いている時間、子供を預けられると。その他の時間は、親は働いていない時間は預けられませんよというようなことがあったかと思うのですけれども、この11時間保育ということの中で、働いていなければその時間は11時間預けられるようになっていても、働いていない時間は自宅に子供を置く必要があるのかどうか、ということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えします。

認定こども園という認可を受けた場合につきましては、幼稚園での学習時間を越す時間につきましても、今、議員おっしゃったようにですね、親が仕事をしていないから帰宅しなければならないとか、そういったことではございません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

三つ目の質問に移ります。

多くの保護者が公立の保育所を希望しています。

しかし入所できない場合、民間の地域型保育も重要な役割を担うことになります。

公平な保育提供という意味からも、小さなところの保育をしているところにも、補助が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えします。

新制度では施設型給付の認定こども園、それから幼稚園、保育所に対する給付とともにですね、小規模保育等への給付、いわゆる地域型保育給付の創設もポイントの一つとなっております。

この地域型保育は、市町村の認可事業とされる予定となっております、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保しようとするもので、原則20人未満の少人数単位で、ゼロから2歳までの子供を預かる原則そういう事業となっております。

町では、町内で運営されている施設で、今後、地域型保育に移行可能と思われる施設につきましても、既に情報提供や相談窓口の御案内を行っております。

地域型保育に移行する、しないというのは、あくまでも最終的に事業者の判断によることとなりますが、各施設からの制度等に関する御相談等には積極的な対応してまいりたい

いというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

次、4番目の質問に移ります。

住民の子育てニーズの把握を行い、子育て世帯が子どもを預ける場所を確保でき、安心して働くことができる。

また、親が病気など困難な状況に陥ったときでも、子供を預ける場所が確保できるように、子ども・子育て支援事業計画を策定することが重要と考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

先ほど部長から答弁の中にもあったかと思いますが、別海町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては保護者を初め、子育てに深くかかわる皆さんの委員といたしました子ども・子育て会議におきまして、それぞれの立場から意見をいただきながら、今議論を進めているところでございます。

また、昨年10月には就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者、合わせて2,000人を対象にいたしまして、計画策定に伴うアンケート実施をいたしまして、ニーズの調査を行っておりますので、その結果に基づいて保育を必要とする量や、町が実施する事業及び事業料の見込みの検討作業を行っていくこととなります。

加えまして、今月の6日から27日までの間で、町内八つの保育園の保護者の方を対象として、新制度にかかわる説明会を実施しているところであり、保護者の皆様からの御意見、御要望などもお聞きをいたしているところでございます。

別海町子ども・子育て支援事業計画につきましては、新制度の趣旨であります地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める、このことにつながるよう検討を進めることが大切であると考えております。

議員の御質問にあります一時預かり事業を含め、多様な御意見をもとに子ども・子育て会議の皆さんとともに、計画策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） たくさんの方のアンケート、ニーズ調査していただいて、子ども・子育て支援事業計画が策定されるということで、いい計画ができるのではないかと考えているのですが、さっき質問するのを忘れたところがあるので、もう一度戻っていいでしょうか。

保育所と幼稚園だと夏休みありますね。長期休暇にかわって、短い時間しか行かない子供は夏休みを取るけれども、長時間の子供たちは保育を受けるということになっているのですけれども、こちら辺のところまで別海町では話し合われているのでしょうか。

夏休み保育はどのようになるのかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

町立の幼稚園、保育園また私立の幼稚園を含めて、どのような形態を選択するかと、どのような形に移行させていくかということがこれからの作業となりますので、まだ具体的に夏休みですとか、冬休み期間のですね、その子供の預かりの方法等、詳細について検討している段階には至っていないという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

できるだけニーズ調査の意向に沿ったような、保育の仕方をしていただきたいと思います。

それと、これから情報公開がされていくということなのですが、一般の人にもわかるように、このニーズ調査のアンケート結果ですね、それもあわせて情報公開の中に入れていただきたいと思いますののですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 子ども・子育て会議の状況とあわせてお知らせすることができるか、そのアンケート調査の結果を先行して、情報を提供させていただくようになるか検討させていただきたいと思いますが、ニーズ調査の状況につきましては公表することは可能でございますので、できるだけ早期に公表できるように作業を進めてまいりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 以上で質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

議案調査のため、6月19日の1日を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、6月19日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、19日は、各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

それでは皆さん、御苦労さまでございました。

散会 午後 1時40分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員